

## **〔事案 2019-273〕 新契約無効請求**

・令和2年12月9日 和解成立

### **<事案の概要>**

教育資金贈与非課税制度等に関する募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和元年6月に信託銀行を募集代理店として契約した終身保険について、募集人から、教育資金贈与非課税制度に関し、①自分が贈与後に死亡すると、教育費としての未使用金は、「贈与税」の対象になること、②教育資金贈与非課税制度は、すでに贈与している3名の孫にも適用になること、③教育資金贈与非課税制度の贈与金は「暦年贈与」の対象となること、④教育資金贈与非課税制度は利用するにあたり領収書が必要等との説明を受け、これらの不都合を回避するものとして、本契約に加入したが、②③は全くの誤りで、①については自分は事実上除外規定の対象であり、実際には教育資金非課税贈与制度を利用するよりも、本契約に加入する方が不利であったことから、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人自ら教育資金贈与非課税制度と本契約を比較し、加入した。
- (2)本契約の募集にあたり、募集人に瑕疵はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明があったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険会社も、申立人が孫のために投資信託を売却したことは認めており、申立人が孫の教育資金のために、教育資金贈与非課税制度と本契約についての比較をしていることは明らかである。
- (2)そのような動機が示されている以上、募集人において、税制についてのある程度の説明を行うべきであるといえ、募集人の事情聴取は行うことができなかったものの、少なくとも申立人に教育資金贈与非課税制度と本契約の差異について誤解があったことは明らかであり、申立人のニーズに合致した丁寧な説明がなされたかについて疑問が残る。